

第1 17監査公表第9号（平成17年9月1日付 福岡市公報第5289号（別冊）公表）分  
（事務監査）

1 総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>補助金交付事務について注意を求めるもの</p> <p>補助金交付については、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない。補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行わなければならない。しかしながら、平成16年度「学校法人福岡国際学園運営事業補助金」については、補助対象を当該法人の運営事業にかかる経費とし、補助対象期間を平成16年4月1日から平成17年3月31日と認定しているにもかかわらず、当該補助に係る申請は平成16年12月28日になされ、交付決定は平成17年2月10日に行われていた。補助金交付事務については、福岡市補助金交付規則に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（国際企画課）</p>	<p>【措置済（H18.6.9通知）】</p> <p>「学校法人福岡国際学園運営事業補助金」については、新たに要綱を定めて「福岡インターナショナル・スクール事業補助金」として補助事業、補助対象経費を明確にして交付することとし、平成17年6月7日「福岡インターナショナル・スクール事業補助金要綱」を施行した。</p> <p>平成17年度「福岡インターナショナル・スクール事業補助金」については、申請が平成17年8月8日になされたのに対し、平成17年8月26日に交付決定を行った。</p> <p>なお、今後同補助金の申請にあたっては、年度当初に行うよう同スクールに指導を行った。</p>

2 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>現金取扱事務について注意を求めるもの</p> <p>出納員は、現金取扱員が収納した収納金について、収納金引継書等の関係書類とともに引き継ぎを受け、検査を行い、その日（これによりがたい場合は、金融機関の翌営業日まで）に指定金融機関等</p>	<p>【措置済（H18.6.9通知）】</p> <p>今回の発生原因は、実務にあたる職員間の連携が取れていなかったため生じたものである。</p> <p>このため、収入調定伺の決裁には、複数の職員（収納事務を行った職員と現金</p>

<p>に払い込まなければならない。しかしながら、収納した検査手数料において、収納日から約3週間後に払い込んでいるものがあつた。</p> <p>今後、現金取扱事務については、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(保健環境研究所)</p>	<p>出納簿を担当する職員)が担当者欄に押印することとし、払込金があることを課長以下係全員で確認しあい、相互にチェックをすることで、払い込みの遅れを防止することとした。</p>
--	--

### 3 土木局

監査の結果	措置の状況
<p>公有財産管理について注意を求め るもの</p> <p>普通財産の貸付等を行う場合は、福岡市公有財産規則に基づき行わなければならない。しかしながら、土木局が所管する住宅において、貸付等の手続きがなされないまま、一部住宅(空き家)が地元集会所として使用されているものが見受けられた。</p> <p>所管する公有財産については、適正な管理を行うとともに、貸付等を行う場合においては、同規則の定めるところにより手続きを行われたい。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>【措置済(H19.6.27通知)】</p> <p>平成17年度から地元自治会と売却交渉を行ってきたところ、平成19年2月8日に売買契約を行い、同日、当該土地・建物の移転登記を完了した。</p>

### 4 建築局

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>ア 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令や設計図書に基づき、適正に契約手続や履行確認を行うとともに、委託により得られた成果については、有効に活用する必要がある。しかしながら、平成 16 年度及び同 17 年度「市営住宅自家用電気工作物保安管理業務委託」契約事務において、次のような事例が見受けられ、契約手続きや履行確認、不良箇所の改善措置等がなされておらず不適切なものとなっていた。</p> <p>今後、委託契約に当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 平成 16 年度において、点検報告書の提出を確認しないまま、履行完了とし委託料を支出しているものがあった。また、長期にわたり不良箇所の改善等について報告されていたにもかかわらず、内容の把握や事故等を防止するための改善措置がなされていなかった。</p> <p>(管理課)</p>	<p>【措置済（H19.6.27 通知）】</p> <p>平成 16 年度市営住宅自家用電気工作物点検報告書については、その一部が点検対象施設に提出されていたものを本市へ直接提出するよう指示を行い、履行を確認するとともに、不良箇所の改善等については、委託業者から点検報告書の内容を聴取し、住宅公社に指示して改修等に着手し、至急ないし急を要するものについては、平成 18 年 4 月末で改修を終えた。</p> <p>また、不良箇所の措置等の報告を受けた場合は、その内容を確認し、改善措置等の検討を行うことについて徹底を図ることとした。</p>
<p>(イ) 平成 17 年度において、契約を締結しないまま業務を履行させていた。</p> <p>(管理課)</p>	<p>【措置済（H18.6.9 通知）】</p> <p>平成 17 年度「市営住宅自家用電気工作物保安管理業務委託」契約については、新たに仕様書等の関係書類を作成の上、直ちに契約を締結した。</p>

	<p>また、委託業務については、委託契約締結後に履行するよう課内で徹底を図った。</p>
<p>イ 物品管理事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品管理事務に当たっては、福岡市会計規則をはじめ関係法令に則り、出納簿により出納整理するとともに、その用途及び使用状況等を随時点検するなど、適正に行わなければならない。しかしながら、平成 16 年度及び同 17 年度の物品管理事務において、乗車券等の出納簿への出納状況の正確な記帳やその確認がなされておらず、出納管理が不適切なものとなっていた。</p> <p>乗車券等は金券であり、その出納管理に当たっては、出納簿により正確に整理するとともに、随時点検を行うなど、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(ア) 出納簿に物品管理者等の出納状況の確認印が全件押印されていなかった。</p>	<p>【措置済（H18.6.9 通知）】</p> <p>(ア) 物品出納簿の確認印については、物品等の用途及び使用状況を確認し押印するとともに、今後、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 出納簿（バスカード）において、出納状況の日付を遡って記帳しているものや誤記、受領者印が押印されていないものなどが多数見受けられた。</p> <p style="text-align: right;">（住宅調整課）</p>	<p>【措置済（H18.6.9 通知）】</p> <p>(イ) 出納簿（バスカード）については、出納状況の確認を行い、誤記や押印漏れを正すとともに、使用者から確実に報告を受け、出納状況を確認のうえ、物品出納簿へ記載するよう周知徹底を図った。</p>

( 工事監査 )

1 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>( 3 ) 環境局</p> <p>設計積算において注意を求めるもの 平成 16 年度「 東部工場 1 号炉ボイラ水管修理 」 ( 契約金額 992 万 2,500 円 )</p> <p>本件修理は , 2 号炉ボイラ水管の噴破事故を受け , 当 1 号炉ボイラ水管も噴破の可能性があると判断で , 1・2 号炉の全水管の肉厚測定委託を緊急発注し , その結果を受け設計積算並びに修理をする計画であった。</p> <p>測定委託では事故によりすでに停止していた 2 号炉ボイラ水管の肉厚測定を先行させ , 2 号炉についてはその結果を設計に反映させ修理はなされた。</p> <p>次に 1 号炉の肉厚測定を行う計画であったが , ごみ処理状況から判断し測定のための炉停止ができないとの理由により , 肉厚測定を行う前に推定でボイラ水管の取替本数並びに水管補強箇所数を決め修理発注がなされた。</p> <p>このような手続きは , 肉厚測定委託の発注目的並びに計画に反し , 修理箇所 , 修理内容が確定していない状況での修理発注であり , 適正業務の執行とはいえない。</p> <p>今後は , 適正な業務執行のためにも , 推定による設計積算並びに修理発注にな</p>	<p>【 措置済 ( H18.6.9 通知 ) 】</p> <p>事故を事前に防止し , 工場の安全な運転とごみ処理を継続するため , 重要機器については特に予防保全に努めている。今回指導を受けた東部工場の焼却施設は平成 16 年度末に焼却を停止し解体を待つところとなっているが , 今後施設の延命化を進めていくなかで , 他工場での類似事故発生防止のため、工場間の月例会議において今回の事故を検証し , 更に予防保全を進め、適正な業務の執行を行うよう徹底した。</p>

<p>らないよう十分注意されるとともに，さらなる工場の安全確保に努められたい。</p> <p>(クリーンパーク・東部)</p>	
---	--

## 2 土木局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの 平成 16 年度「(仮称)桜坂駅駐輪場整備工事」 (契約金額 1,470 万円) 地下鉄 3 号線の各駅に付帯する駐輪場整備工事を同一部内の複数の課において発注しているが，本工事の駐輪場上屋の設計単価は，同時期にほぼ同仕様で発注された他の課の設計単価と比較してかなり相異していた。 この単価は見積りを基に決定した単価であるが，採用した見積りが他の駅の駐輪場上屋とは異なるメーカーであったため，単価に相異が生じたものである。 各駐輪場は計画的に建設されており，相互間で単価の調整を図るべきであった。 今後，このような工事を発注する場合は，単価の調整を図られたい。 (南部建設課・建築局施設建設課関連)</p>	<p>【措置済(H18.6.9通知)】 同一部内で同時期且つ同仕様の工事の積算については，建設各課と相互に単価の調整を行うよう所属職員に対し，会議等において周知徹底を図った。</p>
<p>イ 施工管理について注意を求めるもの 平成 14 年度「都市計画道路美野島塩原線橋梁新設工事(下部工その1)」 (契約金額 2 億 5,075 万 7,850 円)</p>	<p>【措置済(H18.6.9通知)】 監督業務の執行については，「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・同施行規則」及び「工事現</p>

<p>「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込量が 500 m<sup>3</sup>以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっているが、提出されていなかった。</p> <p>このことに関し「工事現場における施工体制の点検要領」に基づき、工事監督業務として、官公庁への届出等、施工体制の点検が義務づけられているが、その点検が不十分であった。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な監督業務の執行を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（南部建設課）</p>	<p>場における施工体制の点検要領」に基づき、請負業者に官公庁への届出等を指導すると共に監督業務としての施工体制の点検を行うよう所属職員に対し会議等で周知徹底を図り、また他工事において産業廃棄物関係の事務処理の点検を行った。</p>
--	--

（監査委員意見）

1 総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>福岡市職員福利厚生事業について更なる検討を含めるもの</p> <p>福岡市職員福利厚生事業については、平成 15 年 7 月に財団法人福岡市職員厚生会が、「厚生会事業のあり方調査研究委員会」を設置し、平成 17 年度から見直しを行っている。しかしながら、多くの自治体が職員互助団体などへの公費負担の見直しを進めているなか、福岡市においても、厳しい財政事情を考慮し、市民の理解を得るために、事業の全般的な見直しを進めていくとともに、透明性を高めていくことが必要である。福利厚生事業や</p>	<p>【措置済（H18.6.9 通知）】</p> <p>福岡市職員福利厚生事業については、財団法人福岡市職員厚生会において「厚生会事業のあり方調査研究委員会」を設置し見直しを進めてきたところであり、平成 18 年度においては、社会情勢の変化や他都市の見直し状況を勘案し、公費負担の適正化について検討を行い、職員掛金と事業主交付金の割合を 1：1.73 から 1：1 へ見直し公費負担を全体で約 2 億円削減することとしている。また、事業内容についても市民の理解が得られるよう更に見直しを進めるとともに、</p>

<p>職員厚生会交付金について，社会経済情勢の変化を踏まえた適正なものであるよう，そのあり方について，更なる検討を進められたい。</p> <p>(職員厚生課)</p>	<p>福利厚生事業の実施状況等についてホームページ上で公開することとしている。</p>
---	---